

東日本ユニオン

組織通信

J R 東日本労働組合

組織通信 発責：組織部

2018年4月9日 No.77

職場諸問題を解決するのは 労働組合＝東日本ユニオンです

現在、過半数の社員を組織する労働組合がない職場においては、過半数代表者（社員代表）1名を選出する手続きがはじまりました。この過半数代表者は、あくまで事業場（職場）の代表として「労働基準法」などにに基づき、24協定や36協定などの「労使協定」を会社と結ぶための「締結当事者」になるだけです。

労働組合に頼れず、個人で解決を迫られる人が増えている

厚生労働省が発表している「平成28年度個別労働紛争解決制度の施行状況」によれば、総合労働相談や助言、あっせん申請など、労働者と事業主（会社）との間で起きた問題解決を求める相談は、9年連続で100万件を超えています。相談内容はイジメやパワハラをはじめ、解雇、労働条件の引き下げ、出向や配置転換など多岐にわたっています。これらのことは、労働組合に頼れず一人で悩み、一人で解決をしなければならない人が、世の中には多く存在していることを示しています。

働く仲間の声をもとに団体交渉で改善する

私たちが展開している「JR発足30年 あらゆる労働条件・労働環境の総点検行動」では、職場設備の改善を求める要求のほか、安全にかかわる設備や仕組みの改善、福利厚生や諸制度の改善要求など、1,500件を超える組合員の声が寄せられています。本部は第一弾として「制服の改善」を求める申し入れを提出し、4月13日に団体交渉を行います。さらに、各地方においても組合員の声の実現をめざして団体交渉を開催しています。間近に迫る夏季手当（夏のボーナス）においても要求を提出し、団体交渉を通じて正当な成果配分を求めて取り組みます。

また、会社と締結している「労働協約」では、解雇や出向、休職など「就業規則」を超える効力を有しており、その他にも「労働金庫等への返済に関する天引き」が可能となっています。

問題解決にむけ、労働組合＝東日本ユニオンに結集しよう！

「過半数代表者」は問題解決にむけて「交渉」はできません。私たち東日本ユニオンは労働組合として、一つの事象でも申し入れを提出し、団体交渉を通じて問題解決、改善を図ります。

連日、各地で東日本ユニオンへの加入が続いています！
今こそ労働組合＝東日本ユニオンに結集しよう！

